ふるさと納税に係る返礼品の送付等について (申し合わせ)

ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体に対し応援をする気持ちを形にする仕組みとして創設されたものであり、地域活性化や被災地への支援等にも資するものである。

しかしながら、ふるさと納税制度とは別に地方団体が独自の取組 として行っている返礼品の送付について、最近では、地方団体間の 競争が過熱し、このような状況が続けば、ふるさと納税制度に対す る国民の信頼を損うことが懸念されることから、総務大臣は、先 般、寄付額に対する返礼品の調達価格の割合を3割以下とするこ と等を内容とする大臣通知を各地方団体に発出されたところであ る。

全国町村会は、今後、ふるさと納税制度を健全に発展させ、真に地方創生等に繋がる仕組みとして活用していくため、総務大臣 通知に沿って、責任と良識のある対応をしていくことを申し合わせる。

平成 29 年 4 月 26 日

全国町村会